## 香川地方最低賃金審議会

## 第3回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	令和2年10月5日 9時55分~11時42分		
開	催	場	所	香川労働局 第一会議室		
				公益を代表する委員	出席 3 人	定数3人
出	席	状	況	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数3人
				使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主	要	議	題	1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金について(金額審議)		
議	事	要	山口			

## 1 金額審議について

労働者側 第1回提示額 : 890円 (+7円引上げ)

根拠:昨年度の県最賃の上げ幅と、特定最賃(電気)の上げ幅との差5円に、今年の県最賃の上げ幅2円を加えた7円UPとしたもの。

労働者側 第2回提示額 : 888円 (+5円引上げ)

根拠:昨年度の県最賃の上げ幅と、特定最賃(電気)の上げ幅との差の5円UPとしたもの。 公益案が出されれば合意の余地あり。

使用者側 第1回提示額 : 884円 (+1円引上げ)

根拠:東京商工リサーチの発表によると、新型コロナウイルスの感染拡大が長引いた場合、中小企業の6.7%が廃業する可能性があるとか、10月2日に香川労働局が発表した今年8月の有効求人倍率が前月比0.03ポイントマイナスの1.27倍であったことなど、非常に経済状況が厳しい中、県最賃の上げ幅を超えることは難しい。

使用者側 第2回提示額 : 884円 (+1円引上げ)

根拠:現状維持。公益案が出されれば合意の余地あり。

公益側より双方に再考を求めたところ公益一任となり、公益案:+3円 時間額886円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。